

番号：150459

国名：イラク

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト（園芸作物生産）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：園芸作物生産
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月上旬から2016年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.8M/M、現地 6.2M/M、合計 7.0M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次派遣	国内作業	2次派遣	国内作業
5	66	3	47	3
3次派遣		整理期間		
73	5			

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)

をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	野菜栽培に係る各種業務
対象国／類似地域	イラク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

イラクの北部に位置するクルド自治地域（エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県を指す。以下、クルド地域と表記）は、イラク内でも300mm～1200mmと年間降水量が多いことから潜在的な農業生産性は高く、同地域の生産性向上はイラク全体の食料自給のために重要である。しかしフセイン独裁政権下のクルド族弾圧と農村破壊、近年の旱魃などの影響でクルド地域の農業生産は減退し、農業の復興や破壊された農村の復興、避難農民の農村への帰還などが課題となっている。農業生産に目を向ければ、園芸作物（果樹・野菜）は、集約的な栽培により小規模の農地でも現金収入が得られることから、農村における広範な生計向上に貢献する可能性のある分野である。そのため、農村振興につながる園芸作物の生産拡大に向け、市場ニーズに基づくマーケティングの促進を視野に入れた適正な園芸技術を導入・普及していくことが重要である。

2011年8月25日から2016年8月24日までの協力期間で、クルド自治政府農業・水資源省を主なカウンターパート（C/P）として実施している「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）では、野菜分野の活動として、①クルド地域における戦略野菜（トマト等）に関する周年育苗技術の確立（具体的には加温・保温による冬期の育苗、冷却システムによる夏期の育苗等）、②施設（ビニールハウス等）を利用した野菜の周年栽培技術の確立（耐寒性、収益性の高い作物導入等）、③ブロッコリー、

スイートコーン、イチゴ等の新規作物の生産技術の検証の3件を中心に実施している。果樹分野の活動としては、核果類（モモ、プラム、アプリコット等）を対象とする①品種選定試験、②適正技術の特定（剪定、整枝、袋掛け等）、③害虫防除（主にタマムシ類）の3つを中心に実施している。

上記の活動に加え、2014年9月からは検証された適正技術の普及活動を開始し、対象地域内における普及員向け研修及び篤農家を選定した農家展示圃場による適正技術の普及を行っている。

7. 業務の内容

本業務は、主にエルビル県（ゲダラシャ農業試験支場）、スレイマニア県（バックラジョ農業試験場）及びドホーク県（マルタ園芸局ナーサリー）において、前年度派遣された園芸作物の専門家の活動も踏まえ、C/PIに対して野菜分野の主な活動（6.業務の背景に記載した①～③）に関する助言・指導を行い、今迄の試験研究結果を踏まえた適正技術の確立、普及に用いる技術ガイドラインの作成及び各種研修で使用した資料を教材として取りまとめることを目的とする。

なお、本プロジェクトには上記の活動を通じて検証された適正技術の普及を促進するため「普及（園芸作物）」の専門家が派遣されている。よって、本業務は同専門家が実施する普及員向けの研修や本案件の一連の活動の取りまとめとして作成する普及ガイドラインの作成等の活動状況や課題を十分に把握し、互いの一連の活動が円滑に推進されるよう、密に連携することが求められている。

（1）国内準備期間（2015年8月上旬）

- ①本プロジェクトの概要及びクルド地域の野菜栽培及び市場ニーズに係る既存情報を収集・分析し、現地状況及びプロジェクトの進行状況を把握する。
- ②全体及び第1次現地派遣のワーク・プラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明の上、提出する。

（2）第1次現地派遣期間（2015年8月中旬～10月中旬）

- ①業務開始時にJICAイラク事務所及びクルド自治政府農業・水資源省にワークプラン（和文・英文）を提出の上、活動内容の説明及び活動計画に係る打合せを行う。
- ②プロジェクトの日本人専門家と打合せを行い、プロジェクトの活動状況と現地の野菜栽培の現状及び市場ニーズについて把握する。
- ③本案件の対象サイトを巡回し、トマト抑制栽培、ブロッコリー栽培、スイートコーン栽培、イチゴ栽培等の適切な作型開発のための検証試験の管理状況をモニタリングするとともに栽培技術、試験研究（試験計画書、試験報告書の作成含む）に関わる助言・指導をクルド地域3県のC/PIに対して行う。

- ④本案件の対象サイトを巡回し、普及活動促進のため秋冬作の農家展示圃実施（ブロッコリー等）及び農業普及員を対象とした研修計画について、他の日本人専門家と共に検討し、適正技術の確立の観点から助言、指導をクルド地域3県のC/PIに対して行う。
- ⑤実施済の育苗、栽培、生産技術と収益性についての検証試験結果のレビューを加味し、適正技術ガイドラインの改定を行うとともに、各種研修（接ぎ木、トマト育種、統計分析等）で使用した資料をレビューし実習・演習教材として取りまとめる。
- ⑥合同調整委員会（JCC）（11月開催予定）において討議する2016年の野菜分野活動計画について、日本人専門家及びC/Pと協議し、同計画案を作成する。
- ⑦第1次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関及びJICAイラク事務所に提出し報告する。

（3）国内作業期間（2015年11月下旬）

- ①第1次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA農村開発部に提出し報告する。
- ②第2次現地派遣のワーク・プラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明の上、提出する。

（4）第2次現地派遣期間（2016年1月上旬～2016年2月中旬）

- ①本案件対象のサイトを巡回し、トマト抑制栽培及び冬期作物（ブロッコリー、レタス、イチゴ等）の試験栽培の管理状況をモニタリングするとともに栽培技術、試験研究（試験計画書、試験報告書の作成含む）に関わる助言・指導を行う。
- ②2016年活動計画に基づき、春夏作の詳細実施計画を3県の関係局長及びC/Pチームとともに作成する。
- ③本案件の対象サイトを巡回し、普及活動促進のため春作の農家展示圃実施計画及び農業普及員等を対象とした研修計画について他の日本人専門家と共に検討し、必要に応じて適正技術に関わる助言、指導をクルド地域3県のC/PIに対して行う。
- ④第1次現地派遣期間以降に実施された育苗、栽培、生産技術と収益性についての検証試験結果のレビューを加味し、適正技術ガイドライン（英文）の改定を行うと共に、各種研修で使用した資料をレビューし実習・演習教材として取りまとめる。
- ⑤第2次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関及びJICAイラク事務所に提出し報告する。

（5）国内作業期間（2016年2月下旬）

- ①第2次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）をJICA農村開発部に提出し報告する。

②第3次現地派遣のワーク・プラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部へ説明の上、提出する。

（6）第3次現地派遣期間（2016年3月下旬～6月中旬）

- ①本案件の対象サイトを巡回し、2016年活動計画に基づき、春夏作の栽培試験の実施について助言・指導を行う。
- ②第2次現地派遣期間以降に実施された育苗、栽培、生産技術と収益性についての検証試験結果のレビューを加味し、適正技術ガイドライン（和文・英文）の改定を行うとともに、各種研修で使用した資料をレビューし実習・演習教材として取りまとめ、適正技術ガイドラインと実習・演習教材の最終版（和文・英文）を作成する。
- ③普及活動促進のための農家展示圃実施及び農業普及員等を対象とした研修において、必要に応じて適正技術に関わる助言、指導を行う。
- ④園芸作物生産（野菜作物）において、今後、クルド自治政府農業・水資源省及び各県C/P関係者が取り組むべき課題を整理し助言、提言等の取りまとめを行う。
- ⑤第3次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関及びJICAイラク事務所に提出し報告する。

（7）帰国後整理期間（2016年6月下旬）

- ①第3次現地派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出し報告する。
- ②専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部へ提出し報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワーク・プラン（全体及び各次派遣）

英文8部（C/P機関6部 JICA農村開発部1部、JICAイラク事務所1部）

和文2部（JICA農村開発部1部、JICAイラク事務所1部）

(2) 現地業務結果報告書（各次派遣）

英文8部（C/P機関6部、JICA農村開発部1部、JICAイラク事務所1部）

和文2部（JICA農村開発部1部、JICAイラク事務所1部）

(3) 専門家業務完了報告書

和文・英文各々2部（JICA農村開発部各1部、JICAイラク事務所各1部）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上の残された課題
- ⑤ その他

※専門家業務完了報告書には適正技術ガイドラインと実習・演習教材の最終版（和文・英文）の最終版を添付すること。

※体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積もり書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田（日本）－エルビル（イラク）間の航空賃を計上して下さい。イラク国内の車両移動は、JICAイラク事務所（またはプロジェクトチーム）が手配します。

なお、宿泊先はJICAイラク事務所の指定の宿泊施設のみとします。宿泊費については、一泊毎の経費が規定の額を超えない場合、規定の額で積算・精算し、規定の額を超える場合には実費精算とします。見積書は規定の額で作成して下さい。宿泊費については、必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とします（約款の一部を変更し適用）。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

イラクに関する業務は、治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準（上限）を10%加算します。

(4) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価は、2015年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

以下を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

- ・ 第1次現地派遣期間：2015年8月13日～10月17日（66日間）
- ・ 第2次現地派遣期間：2016年1月5日～2月20日（47日間）
- ・ 第3次現地派遣期間：2016年3月31日～6月11日（73日間）

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの主な構成は、以下のとおりです（本業務従事者を除く）。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 業務調整
- ・ 普及（園芸作物）

③便宜供与内容

JICAイラク事務所（またはプロジェクトチーム）による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿泊手配

あり（ネット環境完備）

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

プロジェクトの現地スタッフが必要に応じて通訳（英語-クルド語）を行う。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じてアレンジする。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース（ネット環境完備）を提供する。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8424）にて配布します。

- ・ プロジェクトR/D改定版(Record of Discussion)（2014年12月24日改定）
- ・ 「園芸作物生産」と「普及（園芸作物）」専門家の各種報告書
- ・ ベースライン調査報告書

②本プロジェクト基本情報はJICAウェブサイトのプロジェクトページ
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/B2FF572BBA5F0C4492578CC0079CA76?OpenDocument&pv=VW02040102>) で公開されています。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ドホーク県は2015年5月下旬時点で日本人専門家の立入りが出来ませんが、今後状況を踏まえ変更される可能性があります。ドホーク県での県外からの遠隔的な活動を実施する場合と県内での活動が可能になった場合の両方の活動内容をプロポーザルにおいては記載して下さい。
- ③イラク国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ④不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、擬義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとします。

以上